

十一	十九	八	七	六	五	四	三	二	一	省令第十四年十二月二十五日(昭和二十一年一月九日)第七条第三項の規定に基づき、平成十四年三十号)第十七号
後第二利期子以	初利期	發行利	發行率	種格	額金額	払込額	發行方法	の法項及方	発行及び根拠	条件等を次のとおり告示する。
毎年支六月期二十日とし、及び各支十二月期に二十お	す	次	そ	が	金	と	平年十	額	平円五千額に簡	回付國庫債券(昭和五十七年大蔵)
額面金額又は登録金額× $\frac{0.3}{100} \times \frac{1}{2}$	る号の銀額し成〇	銭面成	、万百面	よ易	第十一政	回付國庫債券(昭和五十七年大蔵)	利付國庫債券(昭和五十七年大蔵)	利付國庫債券(昭和五十七年大蔵)	利付國庫債券(昭和五十七年大蔵)	利付國庫債券(昭和五十七年大蔵)
支六月期二十日とし、及び各支十二月期に二十お	期及翌行を	、十・	金十一円五	金る生	一六融	利付國庫債券(昭和五十七年大蔵)	利付國庫債券(昭和五十七年大蔵)	利付國庫債券(昭和五十七年大蔵)	利付國庫債券(昭和五十七年大蔵)	利付國庫債券(昭和五十七年大蔵)
支六月期二十日とし、及び各支十二月期に二十お	日び営休支次五三	額四億	、十額引	命項年資	保險法律資金	利付國庫債券(昭和五十七年大蔵)	利付國庫債券(昭和五十七年大蔵)	利付國庫債券(昭和五十七年大蔵)	利付國庫債券(昭和五十七年大蔵)	利付國庫債券(昭和五十七年大蔵)
支六月期二十日とし、及び各支十二月期に二十お	に第業業払の年パ	百年円十八	で受保	命項年資	保險法律資金	利付國庫債券(昭和五十七年大蔵)	利付國庫債券(昭和五十七年大蔵)	利付國庫債券(昭和五十七年大蔵)	利付國庫債券(昭和五十七年大蔵)	利付國庫債券(昭和五十七年大蔵)
支六月期二十日とし、及び各支十二月期に二十お	つ十日日う算六一	円十及万億千	け	保險法律資金	保險法律資金	利付國庫債券(昭和五十七年大蔵)	利付國庫債券(昭和五十七年大蔵)	利付國庫債券(昭和五十七年大蔵)	利付國庫債券(昭和五十七年大蔵)	利付國庫債券(昭和五十七年大蔵)
支六月期二十日とし、及び各支十二月期に二十お	い二にに。式月セ	に二び円八百		特別會計	保險法律資金	利付國庫債券(昭和五十七年大蔵)	利付國庫債券(昭和五十七年大蔵)	利付國庫債券(昭和五十七年大蔵)	利付國庫債券(昭和五十七年大蔵)	利付國庫債券(昭和五十七年大蔵)
支六月期二十日とし、及び各支十二月期に二十お	て号支当たに二ント	つ月十、千六		特別會計	保險法律資金	利付國庫債券(昭和五十七年大蔵)	利付國庫債券(昭和五十七年大蔵)	利付國庫債券(昭和五十七年大蔵)	利付國庫債券(昭和五十七年大蔵)	利付國庫債券(昭和五十七年大蔵)
支六月期二十日とし、及び各支十二月期に二十お	同に払ただよ十ト	き二億百四十		一會計	保險法律資金	利付國庫債券(昭和五十七年大蔵)	利付國庫債券(昭和五十七年大蔵)	利付國庫債券(昭和五十七年大蔵)	利付國庫債券(昭和五十七年大蔵)	利付國庫債券(昭和五十七年大蔵)
支六月期二十日とし、及び各支十二月期に二十お	じ。おうるしり日	九十九円万百		二會計	保險法律資金	利付國庫債券(昭和五十七年大蔵)	利付國庫債券(昭和五十七年大蔵)	利付國庫債券(昭和五十七年大蔵)	利付國庫債券(昭和五十七年大蔵)	利付國庫債券(昭和五十七年大蔵)
支六月期二十日とし、及び各支十二月期に二十お	いへと、算を	十日の円万		一法	保險法律資金	利付國庫債券(昭和五十七年大蔵)	利付國庫債券(昭和五十七年大蔵)	利付國庫債券(昭和五十七年大蔵)	利付國庫債券(昭和五十七年大蔵)	利付國庫債券(昭和五十七年大蔵)
支六月期二十日とし、及び各支十二月期に二十お	て以き支出支	九六、円		第十昭	保險法律資金	利付國庫債券(昭和五十七年大蔵)	利付國庫債券(昭和五十七年大蔵)	利付國庫債券(昭和五十七年大蔵)	利付國庫債券(昭和五十七年大蔵)	利付國庫債券(昭和五十七年大蔵)
支六月期二十日とし、及び各支十二月期に二十お	規下は払し払	種千		立金	保險法律資金	利付國庫債券(昭和五十七年大蔵)	利付國庫債券(昭和五十七年大蔵)	利付國庫債券(昭和五十七年大蔵)	利付國庫債券(昭和五十七年大蔵)	利付國庫債券(昭和五十七年大蔵)
支六月期二十日とし、及び各支十二月期に二十お	定、期た期	九万		一和	保險法律資金	利付國庫債券(昭和五十七年大蔵)	利付國庫債券(昭和五十七年大蔵)	利付國庫債券(昭和五十七年大蔵)	利付國庫債券(昭和五十七年大蔵)	利付國庫債券(昭和五十七年大蔵)

十
五

払
込
期
日

平取国日額平るい
成扱債本面成利て
十店代銀金十子、
四並理行額九をそ
年び店の百年支の
十に及本円十払日
二取び店に二う以
月扱国、つ月。前
二郵債支き二六月
十便元店百十
日局利、円日
金代理代
支理店、
払に属す